

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費の制度と申請手続きについて～

■高額介護合算療養費

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の加入者が、「①病院にかかったとき」と「②介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額を超えた場合は、「③超えた額が高額介護合算療養費」として支給されます。なお、市町村窓口への申請が必要となります。

① 医療費の自己負担

② 介護サービス費の自己負担

③ 「高額介護合算療養費」

①と②の自己負担額を合算し、下表の基準額を超えた分が支払われます。

市町村の窓口へ申請が必要です

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円未満の場合は支給されません。

【申請手続き】

- 平成21年度分（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）の期間について支給の対象となる方には、12月以降に申請のご案内をします。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

幌延町役場
町民課 生活環境グループ
電話 5-1115

— 乳幼児等医療給付事業の助成について —

小学生の入院医療費を助成しております

乳幼児等医療費助成事業として、就学前の乳幼児の入院・通院医療費に加えて、平成20年10月から小学生の入院医療費の一部を助成しております。

- ① 対象者：小学1年生～小学6年生（12歳に達する日の属する年度末まで）
- ② 助成の対象となる医療費の範囲：入院医療費の一部
- ③ 実施時期：平成20年10月1日以降の診療分から
- ④ 所得制限：受給者の保護者等には児童手当特例給付に準拠した所得制限があります。
- ⑤ 助成方法：入院した場合は、いったん医療機関の窓口で支払い、その後、申請により払い戻しとなります。

申請及びお問い合わせは、町民課生活環境グループ 電話 5-1115